

産業建設常任委員会

日 時 平成 3 0 年 6 月 1 9 日（火）午前 1 0 時 0 0 分～

場 所 第 3 委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 要望について

4 所管分付託議案審査（説明～質疑）

【産業観光部】

（１）第 1 号議案 平成 30 年度亀岡市一般会計補正予算（第 1 号）所管分

（２）第 6 号議案 亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例の制定について

【まちづくり推進部】

（１）第 1 号議案 平成 30 年度亀岡市一般会計補正予算（第 1 号）所管分

（２）第 5 号議案 亀岡市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について

5 討論～採決

6 行政報告

亀岡運動公園プール亀岡市小・中・義務教育学校生無料入場券交付事業について
（まちづくり推進部）

7 審議会委員等の選出について

（１）亀岡市都市計画審議会委員（H 30. 9. 5 から 2 年間、5 名）

8 その他

（１）議会だよりの掲載内容について

（２）行政視察のまとめについて

（３）次回の月例開催について



平成30年6月4日受理(持参)

2018年6月4日

亀岡市議会議員 湊 泰孝 様

要 望 書

件 名 開発許可権限の権限移譲のあり方と事務処理能力を点検され、即刻「特区」の見直しを働きかけられたい。併せて、開発許可権限の移譲について京都府との再協議を働きかけられたい。

要望の趣旨

「特区」といわれている指定用途・用途指定が定められた区域があるが、規制緩和とならないばかりか、規制強化となっています。即刻この指定用途・用途指定は執行停止させるよう働きかけられたい。

執行停止には、様々な方法が考えられるが、「現在の指定用途を、京都府開発審査会付議基準15と同様に変更する方法か、指定用途・用途指定を定めた公告を取り消す方法」が簡易と思われます。

開発許可権限については、亀岡市はその経験なく、特定行政庁でもないため、処理困難です。経緯を整理しつつ、京都府との再協議を働きかけられたい。

要望の理由

「特区」といわれている「指定用途」・「用途指定」は、京都府の立地基準・開発審査会付議基準で十分対応可能です。かえって、自己居住用が150㎡以上とされるなど規制緩和というより、規制強化となっています。

そもそも、都市計画法第34条に市街化調整区域の立地基準として、日常生活に必要な物品販売等、農林水産物の処理等に必要な施設、既存工場との関連工場などが定められ、併せて、京都府開発審査会基準に既存宅地制度、二三男対策、市街化調整区域内の事業所に従事する者の住宅、寄宿舎等などがあるにも関わらず、「特区」なる制度がなければ、認められないのは住宅団地等だけです。

これを認めれば、線引き制度の崩壊につながるし、市街化区域の土地所有者との税負担の公平さを欠くことになりかねません。

現行の京都府開発審査会付議基準で欠落しているのは、雇用につながる企業の新規立地などです。

「特区」なるものが考えられた背景には、栗山前市長の安易な対応があったこと、また、前山田知事の市町村の実態を理解しない安直な権限移譲があった。政令指定都市、中核市、施行時特例市（人口20万人以上で指定を受けた市）なみの権限移譲であった。亀岡市は開発許可の事務実績もなく、建築確認の権限を持つ特定行政庁でもない。

そのような亀岡市に、開発許可の事務ができるわけもないと考えます。

何故、前栗山市長は安易に前山田知事の誘いに乗ったのか経緯が不明です。

これらの経緯を明らかにしつつ、開発許可権限返上又は権限移譲の一部（例えば、雇用につながる製造業の新規立地などを除く。）返上を向けて、京都府との再協議を進めるよう、議会として環境整備、執行部が京都府に働きかけがしやすくなるような取組が必要です。

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛治

開発許可権限を亀岡市が移譲を受けた経緯と、その結果生じた課題

前栗山市長が前山田知事に、「市街化調整区域の規制緩和を要望したとき」、山田氏は要望を幸いとして「権限移譲を受けること。」を提案した。

○ 栗山氏が実施すべきであったこと。

→ 権限移譲の内容の確認。事務レベル協議

実施しなかったため、法的な重大問題及び都市計画法の線引廃止につながる今回の事態発生

- ・ 権限移譲の不適切さ大（★ P 4, 7 で詳細）
- ・ 既存集落の指定区域・用途指定（★ P 2 で詳細）を京都府は放置
＝「亀岡市のまちづくりは、御勝手に」との趣旨（★ P 4 で詳細）

時期 栗山氏の要望：H 2 3 ～ 2 4、移譲事務協議（H 2 5 開始）

* 2 7. 4 以降の京都府との協議経緯を市長等は決裁せず。

○ 山田氏が実施すべきであったこと（府内ではじめての権限移譲の自覚なし）。

権限移譲の受け入れ態勢の確認

権限移譲方式と関係法令の点検、亀岡市との事務調整指示（★ P 4 で詳細）

× 実施できない理由

都市計画法の知識不足、法的思考能力の欠如 ＝ 行政マンとしても能力不足

現在進められている市街化調整区域の既存集落の指定区域・用途指定の動き

専用住宅・兼用住宅（敷地面積：自己居住用は150m²以上のもの、自己居住用以外は300m²以上のものに限る。）→ 300m²以上の自己居住用以外には、不動産業、デベロッパーの介入が予測される。

→ 上限がなく、市街化区域、区画整理事業に影響

事実上の線引き廃止＝近畿圏整備法違反

都市計画税の非課税の不公平さ、市街化区域土地保有者への圧迫

現時点では保津町の自治委員にだけ説明。各個人には賛否両論の可能性

店舗、飲食店、その他これらに類するもの：床面積の合計が150m²以内のもの

→ 転用の可能性大

他方、福知山市では、京都府開発審査会付議基準1.5に従い

敷地面積：100m²以上の自己居住用専用住宅・兼用住宅に限定

☆ 兵庫県では、製造業等雇用・就業機会の創出、産業集約化、地域資源有効利用用途等が可能

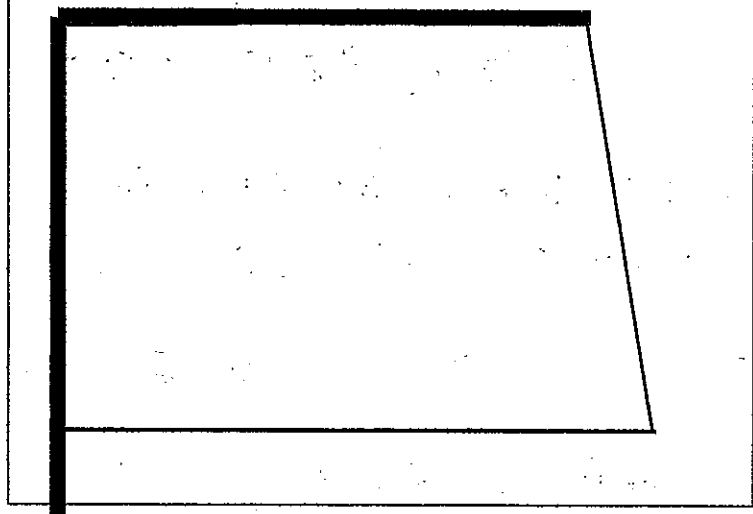
京都府開発審査会は、亀岡市の指定区域・用途指定に対して、所掌事務でないとして、報告を受けるにとどまっている。

亀岡市が権限移譲を受けたから、京都府は関知しないとの考え。府建築指導課も同様の考え：今後の動向は不明。新知事待ちの姿勢

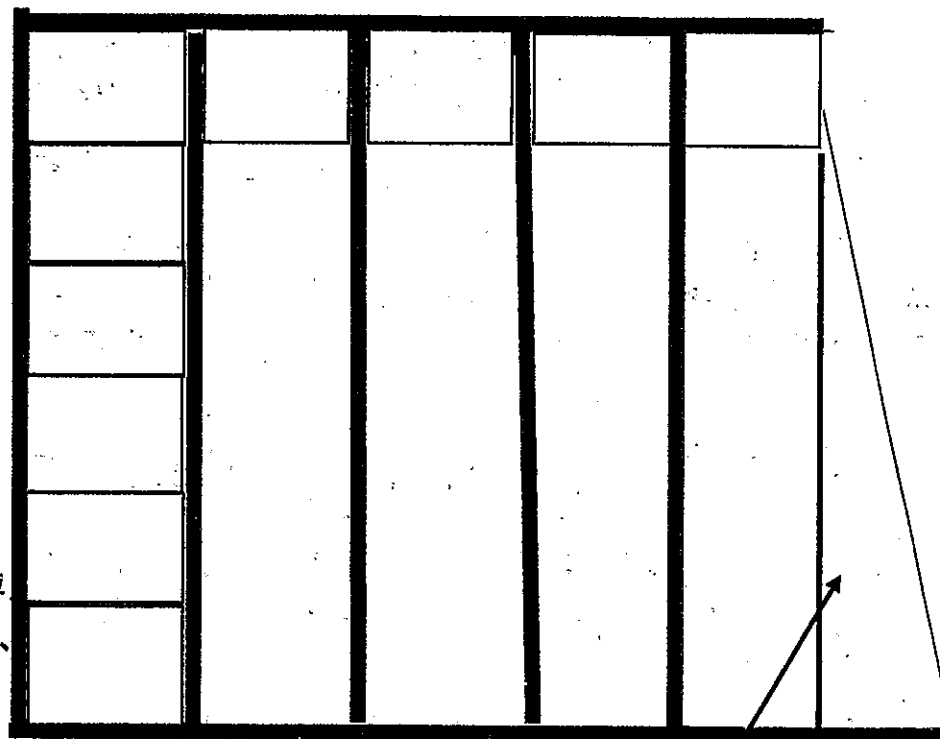
これが府の今までの公式見解？

今回の指定区域・用途指定（保津町）…想定開発案…

現 状



開発計画（想定可能なもの）



公園など

保津 分譲想定価格

前提条件: 1.5ha、0.9ha利用可能、1区画300m² (90.75坪
30区画)、参考造成価格: 大井南区画整理事業 30.7ha、
48.1億円= 1.567万円/1m² (唯一の公表価格)

保津の田畑価格 1万円/1反

用地取得造成費

(1.567万+10円) × 1.5ha = 約2.43億円、販売等経費など含めて、
2.5億円とすると、1区画833万円、坪単価約9.18万円

* その上都市計画税、固定資産税が免除、安価であり、極めて競争力高い
亀岡の市街地の住宅単価: 35万円~45.50万円程度

権限移譲の方式は、府県、市町村により異なり、工夫して実施。京都府、亀岡市は移譲方式を十分に点検をしていない。

A方式 政令指定都市、中核市、施行時特例市（人口が20万人以上で指定を受けた市：例 吹田市、茨木市、岸和田市、加古川市、宝塚市）
→都市計画法に基づきすべてを移譲。開発審査会は市が設置

B方式 市街化区域に関する部分だけ開発許可権限移譲。開発審査会は県設置開発審査会扱い。 →比較的小規模な市町はこの例が多い。

C方式 市街化区域・市街化調整区域とも開発許可権限移譲（都計用語「事務処理市町村」）

開発審査会は、県の開発審査会（都市計画法第29条関係のほか、既存集落の指定区域・用途指定の審査及び不服審査も、県の開発審査会扱い）

→ 大阪府、兵庫県、滋賀県など多くの事例あり。各市町の事務処理体制・都市計画法の趣旨に合わせた処理

方法 都市計画法施行条例・開発審査会条例に明記：兵庫県、滋賀県など
府の付議基準を残す方法：大阪府

☆ 亀岡市のように事務処理市町村の開発審査会条例設置に関して、国土交通省は困難との見解である。したがって、違法ではないとも解釈できる。ただ、市町村が立地適正化計画を定めた場合は設置できる（都市再生特別措置法）。

京都府：都市計画法施行条例未制定。都市計画法第29条及び同法第34条第11号等が京都府審査会条例で所掌事務。何故か第12号を除外

→ 既存集落の指定区域・用途指定及びその不服審査も市長自身が行う、都市計画法想定外の事態

→ どのような問題が生じるのか。対応策はどうか。 次ページ以降

生じる問題 NO 1

- 1 亀岡市が権限移譲を受け、都市計画法第29条の許可、既存集落の指定地域・用途指定に関する不服審査が生じた場合、対応できる職員態勢は不十分
開発許可行政は、地域についての総合的な知識・経験・関係法令に通じることが不可欠
今まで開発許可を行っていなかった亀岡市には、職員の経験が皆無に近い。
対応：小規模なモデルケースで実践を積むことが肝要。京都府にも市街化調整区域の開発許可の対応ができる職員は数名程度
- 2 本年2月15日付け公報で、指定地域・用途指定案の縦覧公告を掲載。縦覧期間（1月10～23日）を経過していた公告で効果なし。指摘に関わらず4月1日付けも同様
亀岡市は掲示板に掲載で問題なしとする。亀岡市公告式条例では公報登載が原則
ただし書で「時宜により、市役所の掲示板にこれを掲示して、公報登載に代えることができる。」とされている。時宜によりとは「時期が適したとか」理由が必要
しかも、亀岡市都市計画審議会では、縦覧したが意見はなかったと説明
→ 余りにも雑な事務処理では、予想される不服審査に対応不可能
- 3 地域指定後、問題が生じれば、指定地域・用途指定を変更すると亀岡市は説明
→ 安易すぎる。緩和したものを制約することは一層難しいばかりか、訴訟提起も想定すべき
次ページに続く

亀岡市は、あえて基本的な課題を議論していない。

- ① 保津町だけでも、規模が大きく、人口の張り付きは可能性がある。
 亀岡市都市マスタープランにも位置付けず、第1種・第2種低層住居専用地域にほぼ近い用途を認めるならば、既存市街化区域、土地区画整理事業地への悪影響がある。
 保津町の自治委員だけの議論ではなく、亀岡市民全体、住民全体の問題として論議すべき課題である。
- ② 保津町だけでなく、今後もこの制度を広げる動きもあり、一層問題が大きい。
- ③ 南丹都市計画との整合性など、まったく検討されていない。
- ④ 京都府及び広域振興局、同一都市計画区域である南丹市、亀岡市各部局などとの調整が不十分である。窓口機関の意味合いの理解、認識が進化していない。
- ⑤ 需給状況調査も実施しないで、あえて実施することは、亀岡市の主体性が問われかねない。
- ⑤ 保津町域の将来像が描けていない。製造業等雇用・就業機会の創出、産業集約化などの促進を先行せずに、自己居住用以外の住宅建設を認めることは、市街化区域からの市民の流出をもたらすだけでなく、集落の人口維持策にもならない。

対応策について（案）

権限移譲の原点（まちづくりは市町村が責任を持つ）に立ち返り、権限移譲方法と内容を見直すことが大切

- ・ 現権限移譲方式では、都市計画法第29条に関する不服審査について、京都府開発審査会に付することになる。

亀岡市が独自に指定区域・用途指定をしたとしても、その内容を京都府開発審査会は、報告を受けただけで、認知したわけでないため、

第29条の許可の段階で無視されることがありえる。

➡ 権限委任の意味がなくなる。

➡ 京都府開発審査会の所掌事務に都市計画法第34条第11号の他に、第12号関係を含ませることが不可欠

- ・ 指定区域・用途指定については、現実的な見直しを早急に行うこと。

➡ 京都府開発審査会付議基準15程度＋製造業等雇用・就業機会の創出、産業集約化の促進につながる用途が一つの目安

当面実施すべき事項

- 「特区」といわれている「指定用途」・「用途指定」は、京都府の立地基準・開発審査会付議基準で十分対応可能である。

かえって、自己居住用が150m²以上とされるなど厳しい規制 地元了解か？
府の基準で対応できないことは、住宅団地等

➡ 公報登載がなされないなど、手続の遺漏もあり、既存の指定用途・用途指定の執行停止（方法は様々、簡易な方法＝指定用途を京都府の付議基準に合わせる方法。公告の取消公告）

➡ 無意味で、実行不可能に近い開発許可権限を議会にもかけず、要望し移譲を受けたのか原因の究明 京都府は必ずこれを求める。

- 京都府の考え方は、地方自治法第252条の17の2第2項に基づき権限移譲を亀岡市と協議し、その結果、京都府は「京都府の事務処理の特例に関する条例」で権限移譲を定めた。

亀岡市が、権限返上又は権限移譲の一部だけ受けるのならば、京都府と再協議を願ひ出ることが不可欠であるが、現「特区」といわれる指定用途・用途指定の府の基準に合わせることが順当か？

この場合、何故、権限移譲を受けたのか経緯などの説明が必要（京都府の条例改正が不可欠）

1 市街化調整区域での開発許可が難しいと思われる案件の検討

前提条件

現行都市計画法、京都府の開発制度により検討

当然のことながら道路条件、治水対策、放流同意など、開発に関する技術基準をクリアしていることが最低条件、当然地積測量や境界確定が必要

都市計画法の基本的な定め

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（…略…）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手續が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 略

四 農業、林業…に供する建築物で…市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物…略…

五 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物…で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

六～九 略

十 地区計画又は集落地区計画の区域内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十一 市街化区域に隣接し…おおむね五十以上の建築物（…略…）が連たんしている地域のうち、…略…都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

→ 権限移譲で亀岡市と読み替え（以下同じ）

十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

十三 略

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為

市街化調整区域における住宅関係などの建築物に関して、現行の京都府の基準で開発許可が可能か検討した結果 → 全て可能と判断

一番難しいと思われる案件、大都市居住者が亀岡で田舎暮らしをすることを想定して検討

☆亀岡市は権限移譲から1年後に亀岡市の京都府開発審査会付議基準を策定しているので、京都府の京都府開発審査会付議基準と付議基準番号が異なるが、内容はほぼ一致しているため、京都府の京都府開発審査会付議基準の番号を使っている。

定年退職者の居住 → 地区計画、京都府開発審査会付議基準7, 15, 16の運用で可能

定年退職者のそばや、パン屋など → 立地基準1, 10で可能

若者の住居 → 地区計画、京都府開発審査会付議基準6, 7, 15, 16の運用で可能

若者の地域での起業 → 地区計画、京都府開発審査会付議基準6, 7, 15, 16の運用で可能

ただし、工場、商業レベルとなると不可

ほとんどの府県は、業種などを指定して認めている。特に一定の規模以上、又は、一定の規模未満を条件として、認めている例は多い。京都府も知事交替で今後想定される。この制度を設けていないため企業誘致が遅れていることは関係者では周知の事実である。

市街化調整区域で既存宅地・二三男対策が認められ、地区計画制度がある状況で、規制緩和が必要なのは常用雇用の促進につながる製造業、運送業の新規立地と思われる。商業は沿道サービスの運用もあるが、非正規雇用が多いため、地域振興の面でいかがかと思われる。

2 移譲を受けることのメリット・デメリット

メリット

- (1) 亀岡市判断で実施できることだけである。
- (2) 事務負担、経費負担、責任負担

デメリット

権限移譲により、「平成29年4月1日以降、亀岡市が行う許可等の事務に係る申請手続及び審査基準については、亀岡市が定める手続及び基準によることとなります。…京都府HPから転記」となるため、次の問題が生じる。

「立地基準及び開発に関する技術的基準」は亀岡市が京都府の制度を準用（ほぼ同様である。）。

- (1) 現在の既存集落の指定区域・用途指定を実施すれば、市民などに大きな負担が伴う。
 - ・ 亀岡市が定めた用途指定では、自己居住用は150m²以上とされており、京都府付議基準（世帯分離・既存宅地など）には面積制限がないのと比較して、規制強化となっている。ただ、世帯分離・既存宅地と既存集落の制度いずれかを選べると考えられるが、それならば既存集落の制度の目的は、住宅団地しかないといわざるを得ない。

例えば100m²の宅地と、50m²の家庭菜園の計画を持っている方が自己用住宅を建てられる場合や二三男の住宅を計画している場合、京都府付議基準の既存宅地や二三男対策であれば、100m²の測量をすれば開発許可の図面はつくれるのに、区画形質の変更という開発行為として150m²の図面を作成する負担をしなければならないのか。そうでないと150m²以上の縛りは意味がない。

このような負担があること、地元関係者は了解しているのか。

- ・ 京都府の付議基準では、非農家の世帯分離のための自己用住宅を認めている。この場合も面積制限はない
- ・ 亀岡市は、市街化調整区域の住宅団地などの開発を期待しているのか。そうであれば、市街化区域の土地所有者に大きな負担をかけることになる。
…開発事業者などにとっては…

開発行為の許可、相談などは亀岡市となる。

また、建築確認は南丹土木である。

さらに、開発行為に関連して、京都府から権限委任を受けている都市計画法第41条等に定める許可等に関する権限は亀岡市となるため、改めて、亀岡市に許可、相談などは行うという極めて複雑なシステムとなっている。（亀岡市が十分チェックすれば別）

- (2) 都市計画税負担の不公平さなどから不服審査、裁判等が生じる恐れが大きい。
- (3) 事実上の線引き廃止は、近畿圏整備法違反となる。近畿圏整備法関連で、亀岡市は特定の国庫補助金の嵩上げを受けているが、この違反が明らかになれば、この嵩上げ補助金は停止となる。
- (4) 権限移譲に当たって、亀岡市は、南丹土木から、都市計画法違反案件について、文書引き継ぎを受けていない。南丹土木は文書保存期限10年だから存在しないなどとの理由で、事実上、過去の指導案件について、文書としての引き継ぎをしていない。この結果、違法案件は是正指導できなくなっている。

- (6) その他

亀岡市都市計画審議会の負担増大、市の責任の増加など、多数ある。

参 考 資 料 3

京都府の事務処理の特例に関する条例

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

別表

13 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下この項において「令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 (1) 法第29条第1項及び第2項の規定による開発行為の許可 (2) 法第34条第13号の規定による届出の受理 (3) 法第34条第14号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による開発行為の許可に係る付議 (4) 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による開発行為の協議 (5) 法第35条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による処分の通知 (6) 法第35条の2第1項の規定による開発区域の位置等の変更の許可 (7) 法第35条の2第3項の規定による変更の届出の受理 (8) 法第36条第1項の規定による完了の届出の受理 (9) 法第36条第2項の規定による完了の検査及び検査済証の交付 (10) 法第36条第3項の規定による完了の公告 (11) 法第37条第1号の規定による支障がない旨の承認 (12) 法第38条の規定による廃止の届出の受理 (13) 法第41条第1項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建蔽率等の指定 (14) 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可 (15) 法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可 (16) 法第42条第2項の規定による建築等の協議 (17) 法第43条第1項の規定による建築等の許可 (18) 法第43条第3項の規定による建築等の協議 (19) 法第45条の規定による承継の承認 (20) 法第46条の規定による登録簿の調製及び保管 (21) 法第47条第1項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿への登録 (22) 法第47条第2項及び第3項（これらの規定を法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿への附記 (23) 法第47条第4項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の修正 (24) 法第47条第5項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の保管及び写しの交付 (25) 法第59条第1項及び第4項の規定による施行の認可 (26) 法第59条第5項及び第6項（法第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取 (27) 法第60条の2第2項の規定による申請がない旨の公告	亀岡市
---	-----

(28) 法第 62 条第 1 項（法第 63 条第 2 項において準用する場合を含む。）の 規定による認可の告示及び図書の写しの送付	
(29) 法第 63 条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可	
(30) 法第 64 条第 1 項の規定による承継の承認	
(31) 法第 80 条第 1 項の規定による報告等の要求並びに勧告及び助言（(1)、 (4)、(6)、(11)及び(14)から(19)までの事務に係るものに限る。）	
(32) 法第 81 条第 1 項の規定による許可等の取消し、変更、効力の停止、条件 の変更及び条件の付与並びに停止等の命令（(1)、(4)、(6)、(11)及び(14)か ら(19)までの事務に係るものに限る。）	
(33) 法第 81 条第 2 項の規定による措置の代執行及びその公告（(1)、(4)、 (6)、(11)及び(14)から(18)までの事務に係るものに限る。）	
(34) 法第 81 条第 3 項の規定による命令の公示（(1)、(4)、(6)、(11)及び(14) から(18)までの事務に係るものに限る。）	
(35) 法第 82 条第 1 項の規定による立入検査（(1)、(4)、(6)、(11)及び(14)か ら(18)までの事務に係るものに限る。）	
(36) 令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定による建築等の許可に係る付議	
(37) 令第 42 条第 3 項の規定による公告の内容等の掲示	
(38) 省令第 31 条第 1 項の規定による公告の方法の指定	
(39) 省令第 37 条の規定による登録簿の閉鎖	
(40) 省令第 38 条第 1 項の規定による登録簿閲覧所の設置	
(41) 省令第 38 条第 2 項の規定による閲覧規則の制定並びに登録簿閲覧所の場 所及び閲覧規則の告示	

京都府開発審査会条例

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 78 条第 8 項の規定に基づき、京都府開発審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 審査会は、都市計画法第 78 条第 1 項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 16 年京都府条例第 24 号。以下「基準条例」という。）第 2 条第 1 項の規定による指定区域の指定及び同条第 8 項の規定による指定区域の変更
- (2) 基準条例第 3 条第 1 項の規定による用途の指定及び同条第 2 項において準用する基準条例第 2 条第 8 項の規定による用途の変更

（平 16 条例 24・追加 → 都市計画法第 3 4 条第 1 1 号関係

兵庫県の特例に関する条例

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下この部において「法」という。)に基づく 事務のうち、次に掲げるもの	伊丹市、川 西市及び三 田市
ア 法第 29 条第 1 項の規定による許可に関する事務	
イ 法第 29 条第 2 項の規定による許可に関する事務	
ウ 法第 34 条第 13 号（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定によ る届出の受理に関する事務	

エ	法第 34 条第 14 号（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による開発審査会への付議に関する事務
オ	法第 34 条の 2 第 1 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関する事務
カ	法第 35 条第 2 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関する事務
キ	法第 35 条の 2 第 1 項の規定による許可に関する事務
ク	法第 35 条の 2 第 3 項の規定による届出の受理に関する事務
ケ	法第 36 条第 1 項の規定による届出の受理に関する事務
コ	法第 36 条第 2 項の規定による検査及び検査済証の交付に関する事務
サ	法第 36 条第 3 項の規定による公告に関する事務
シ	法第 37 条第 1 号の規定による認定に関する事務
ス	法第 38 条の規定による届出の受理に関する事務
セ	法第 41 条第 1 項（法第 34 条の 2 第 2 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による制限の設定に関する事務
ソ	法第 41 条第 2 項ただし書（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による許可に関する事務
タ	法第 34 条の 2 第 2 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 41 条第 2 項ただし書の規定による協議に関する事務
チ	法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可に関する事務
ツ	法第 42 条第 2 項の規定による協議に関する事務
テ	法第 43 条第 1 項の規定による許可に関する事務
ト	法第 43 条第 3 項の規定による協議に関する事務
ナ	法第 45 条の規定による承認に関する事務
ニ	法第 46 条の規定による開発登録簿の調製及び保管に関する事務
ヌ	法第 47 条第 1 項（法第 34 条の 2 第 2 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による登録に関する事務
ネ	法第 47 条第 2 項又は第 3 項（法第 34 条の 2 第 2 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による付記に関する事務
ノ	法第 47 条第 4 項（法第 34 条の 2 第 2 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿の修正に関する事務
ハ	法第 47 条第 5 項（法第 34 条の 2 第 2 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿の保管及びその写しの交付に関する事務
ヒ	法第 79 条の規定による条件の付与に関する事務（ア、イ、キ、シ、ソ、チ、テ及びナに掲げる事務に係るものに限る。フからマまでにおいて同じ。）
フ	法第 80 条第 1 項の規定による報告等の徴収、勧告及び助言に関する事務
ヘ	法第 81 条第 1 項の規定による許可又は承認の取消し、変更、効力の停止、条件の変更及び条件の付与並びに命令に関する事務
ホ	法第 81 条第 2 項の規定による措置の実施及び公告に関する事務

マ 法第 81 条第 3 項の規定による公示に関する事務	
ミ 法第 82 条第 1 項の規定による立入検査に関する事務（フからマまでに掲げる事務に係るものに限る。）	
ム 都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。以下この部において「政令」という。）第 19 条第 1 項の規定による規模の定めに関する事務	
メ 政令第 23 条の 3 の規定による規模の定めに関する事務	
モ 政令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定による開発審査会への付議に関する事務	
ヤ 政令第 42 条第 3 項の規定による掲示に関する事務	
ユ 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令 49 号。以下この部において「省令」という。）第 31 条の規定による公告の方法の決定に関する事務	
ヨ 省令第 37 条の規定による開発登録簿の閉鎖に関する事務	
ラ 省令第 38 条第 1 項の規定による開発登録簿閲覧所の設置に関する事務	
リ 省令第 38 条第 2 項の規定による閲覧規則の制定及び告示に関する事務	
ル 省令第 60 条の規定による書面の交付に関する事務（法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条及び第 43 条第 1 項の規定に係るものに限る。）	
レ 法の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの	
(2) 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市及び三田市を除く。）
ア 法又は省令の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務であって別に規則で定めるもの	
イ 法の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの	
(3) 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、省令の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務であって別に規則で定めるもの	各町

兵庫県開発審査会条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 78 条第 8 項の規定に基づき、兵庫県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 14 年条例 26 号〕

（所掌事務）→この規定により川西市などの審査が可能、都市計画法第 34 条第 12 号を含む。

第 2 条 審査会は、法第 78 条第 1 項に定める事項のほか、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 都市計画法施行条例（平成 14 年兵庫県条例第 25 号。以下「条例」という。）第 5 条第 3 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による指定区域の指定又は変更に関すること。

→ 都市計画法第34条第11号の県による指定（市町の申し出による指定）

- (2) 条例第6条第2項において準用する条例第5条第3項又は第9項の規定による集落の認定又は認定の変更に関すること。→都市計画法第34条第11号の県による指定（市町の申し出による指定）：工場等
- (3) 条例第8条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による特別指定区域の指定又は変更に関すること。

- (4) 特別指定区域における法第3章第1節の規定による許可に関すること。

- (5) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域の指定に関すること。
- (6) 宅地造成等規制法第20条第1項又は第2項の規定による造成宅地防災区域の指定又は解除に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、開発行為等の規制又は宅地に関する災害の防止についての重要事項に関すること。
- 追加〔平成14年条例26号〕、一部改正〔平成21年条例13号・27

都市計画法（抄）

（区域区分）

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。

ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

- 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
- イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
- ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
- ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域
- 二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの
- 2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。
- 3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

（開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事、中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
- 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四 以下略

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の申請が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- 一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
- 五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為
- 六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 八 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 十 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないものの
- 十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- 十三 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為

(不服申立て)

第五十条 **第二十九条第一項**若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から**二月以内に、裁決をしなければならない。**

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

(都道府県都市計画審議会)

第七十七条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。

2 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

(市町村都市計画審議会)

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

(開発審査会)

第七十八条 第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。

2 開発審査会は、委員五人以上をもつて組織する。

3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

- 二 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 都道府県知事又は指定都市等の長は、委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。
- 6 都道府県知事又は指定都市等の長は、その任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。
- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。
- 7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定都市等の条例で定める。

京都府の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

市街化調整区域における開発区域の面積に関する条例（平成 15 年京都府条例第 14 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 34 条第 11 号の規定により、市街化調整区域における開発許可及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築物の建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 19 条例 54・一部改正）

以下略

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

（定義）

第 2 条 この条例において、使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 共同住宅及び長屋住宅をいう。
- (2) 分譲住宅 自己の居住の用に供する目的以外の専用住宅及び兼用住宅又は集合住宅をいう。

（法第 33 条第 3 項に規定する条例で強化する技術的細目）

第 3～5 条 略地の区域であること。

第 6 条

2 市長は、指定区域の指定の案を策定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定区域の指定の案を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供さなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、当該指定区域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定区域の指定の案について、市長に意見書を提出することができる。

4 市長は、指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、亀岡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 市長は、前項の規定により指定区域の指定の案について審議会の意見を聴こうとするときは、第 3 項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない。

6 市長は、指定区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 第 2 項から前項までの規定は、指定区域の変更又は廃止について準用する。

第 7 条 略（法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為）

第8条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における、次の各号に掲げる開発行為とする。

- (1) 市街化調整区域に関する都市計画が決定される前から当該土地に継続して生活の本拠を有する世帯の世帯員が、通常の分化発展の過程で必要とする自己の居住の用に供する住宅(分家住宅)の建築を目的として行う開発行為で規則に定めるもの
 - (2) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に規定する事業の施行により移転又は除却する建築物において、これに代わるべき建築物を建築する目的として行う開発行為で規則に定めるもの
 - (3) 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって当該都市計画区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にある集落で、規則に定める基準のいずれにも該当するもののうち市長が指定した区域内において行う開発行為
 - (4) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、既に宅地であった土地で行う開発行為で、規則に定める基準のいずれにも該当するもので、宅地の安全を確保する上で必要と認められる範囲のもの
 - (5) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、すでに概成した住宅団地として市長が指定した区域内における、原則100平方メートル以上の土地で行う自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の建築を目的として行う開発行為で、宅地の安全を確保する上で必要と認められる範囲のもの
- 第2項から第7項までの規定は、前項第3号及び第5号による区域指定について準用する。

兵庫県 都市計画法施行条例(京都府は未制定)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(措置要求)

第1条の2 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第24条第6項の規定により、市町に対し、期限を定めて、市町の都市計画の決定又は変更のために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。

(1) 一の市町の区域を超える広域の見地から調整を図る必要があると認めるとき。

(2) 県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る必要があると認めるとき。

2 前項の規定による必要な措置をとるべき旨の要求(以下「措置要求」という。)は、知事が、あらかじめ、法第77条第1項の規定により設置された兵庫県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて行うものとする。

3 市町長は、措置要求があったときは、当該措置要求に係る措置をとる必要があるかどうかを判断し、遅滞なく、その結果及びその理由を知事に通知しなければならない。

追加[平成18年条例33号]

(措置要求の申出)

第1条の3 法第21条の2第1項又は第2項の規定により、市町に対して地域住民の健康で文化的な都市生活を維持する目的で一定の建築物の立地を規制する都市計画の決定又は変更の提案をした者で、市町から当該提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をしない旨の通知を受けたものは、当該提案に係る都市計画の素案(以下「計画素案」という。)を知事に提出し、市町長に対して措置要求を行うよう申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、当該申出に係る計画素案の内容、計画素案の区域に係る都市計画及び計画素案に対する市町長の意見を考慮し、必要があると認めるときは、市町長に対して措置要求を行うものとする。

3 知事は、前項の措置要求を行い、これについて前条第3項の規定による通知を受けたときは、その内容を第1項の申出をした者に通知するものとする。

4 知事は、第2項の措置要求を行わないこととしたときは、その旨及びその理由を第1項の申出をした者に通知するものとする。この場合において、知事は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

追加[平成18年条例33号]

第2条 ～第3条 略

(指定区域)

第4条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）は、次の各号のいずれにも該当するとして知事が指定する土地の区域とする。

(1) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域のうち、次のいずれかに該当する大字（町を含む。以下同じ。）の区域

ア 大字の区域の一部が市街化区域（工業専用地域及び地区計画により住宅を建築してはならない地域を除く。以下この号において同じ。）である大字の区域

イ 市街化区域に隣接する大字の区域

ウ ア又はイに掲げる大字の区域に隣接する大字の区域

エ ウに掲げる大字の区域に隣接する大字の区域（一の大字の区域の面積が小さい規則で定める市町に係るものに限る。）

オ ウに掲げる大字の区域に隣接する大字の区域及びこれに隣接する大字の区域（一の大字の区域の面積が極めて小さい規則で定める市町に係るものに限る。）

カ 隣接する大字の区域がすべてアからオまでに掲げる大字の区域である大字の区域

(2) 建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内でおおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている土地の区域のうち、次のいずれにも該当する土地の区域

ア 道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規則で定める幅員で当該区域内に適当に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める幅員の道路と接続している土地の区域

イ 排水施設が、当該区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域に 溢 水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されている土地の区域

ウ 給水施設が、当該区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されている土地の区域

(3) 市街化区域の計画的な市街化に支障がない土地の区域

(4) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域並びに同号ハ又はニに掲げる土地の区域に準ずるものとして知事が認める土地の区域を含まない土地の区域

一部改正〔平成15年条例33号・19年39号〕

(指定区域の指定)

第5条 市町長は、知事に対し、当該市町の区域内の前条各号のいずれにも該当する土地の区域について、指定区域として指定することを申し出ることができる。

2 市町長は、前項の規定による申出をしようとするときは、指定区域の指定の案を添付するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る土地の区域が、前条各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該区域を指定区域として指定することができる。

4 知事は、指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定区域の指定の案を、当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

5 前項の規定による公告があったときは、当該指定区域の住民及び利害関係人は、同項の規定による縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定区域の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び法第78条第1項の規定により設置された兵庫県開発審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により指定区域の指定の案について審査会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審査会に提出するものとする。

8 知事は、指定区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9 前各項の規定は、指定区域の指定の変更について準用する。

一部改正〔平成15年条例33号〕

(環境の保全上支障がある予定建築物等の用途)

第6条 法第34条第11号に規定する条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（イ）項に掲げる建築物の用途以外の用途（集落の中に当該集落又はその周辺の集落に居住する者の営む工場が現に存すると知事が認める集落にあつては知事が別

に定める事業を営む工場の用途を除き、同項第1号又は第2号に掲げる住宅によって専ら構成されると知事が認める集落にあっては同項第3号に掲げる共同住宅等の用途を加える。)とする。

2 前条各項の規定は、前項の規定による集落の認定について準用する。

一部改正〔平成15年条例33号・19年39号〕

(市街化を促進しない開発行為)→京都府にない制度、付議基準15ほか

第7条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における次の各号に掲げる開発行為とする。

(1) 別表第2に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

(2) 当該区域内において行う特定の開発行為が、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと知事が認めて指定する区域(以下「特別指定区域」という。)内の別表第3の左欄に掲げる土地の区域内において、同表の右欄に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

一部改正〔平成15年条例33号・18年33号・19年39号・27年21号〕

(特別指定区域の指定)

第8条 市町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に対し、当該市町の区域内の第3項各号のいずれにも該当する土地の区域について、特別指定区域として指定することを申し出ることができる。

(1) 市町長が、当該市町の全部又は一部の区域に係る土地利用計画(以下「市町土地利用計画」という。)を作成した場合

(2) 地域のまちづくりを行っている団体で規則で定めるものが、当該団体が作成した当該市町の区域の一部の区域に係る土地利用計画(以下「まちづくり団体土地利用計画」という。)を市町長に提出した場合

2 市町長は、前項の規定による申出をしようとするときは、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにした特別指定区域の指定の案及び当該区域に係る土地利用計画の概要その他規則で定める図書を添付するものとする。

(1) 前項第1号の場合における申出 市町土地利用計画の内容を踏まえて、前条第2号の規定による知事の指定を求める土地の区域及び建築物の用途

(2) 前項第2号の場合における申出 まちづくり団体土地利用計画の内容を踏まえて、前条第2号の規定による知事の指定を求める土地の区域(別表第3の3の項若しくは5の項に掲げる土地の区域又は同表9の項に掲げる土地の区域(同表3の項及び5の項に掲げる地域のみに該当する土地の区域に限る。))に限る。))及び建築物の用途

3 知事は、第1項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る土地の区域が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該区域を特別指定区域として指定することができる。

(1) 当該区域において行う開発行為が、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるものであること。

(2) 当該区域において行う開発行為に係る予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められるものであること。

(3) 当該区域に係る市町土地利用計画又はまちづくり団体土地利用計画が、土地利用の基本方針その他の規則で定める事項について、関係住民及び利害関係人の意見を聴いて作成されたものであること。

(4) 当該区域に係る市町土地利用計画又はまちづくり団体土地利用計画の達成が見込まれるものであること。

(5) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域であること。

4 知事は、特別指定区域における法第3章第1節の規定による許可をしようとする場合において必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

5 知事は、特別指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び審査会の意見を聴くものとする。

6 知事は、特別指定区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

7 前各項の規定は、特別指定区域の指定の変更について準用する。

一部改正〔平成15年条例33号・18年33号・27年21号〕

別表第2(第7条、第9条関係)

1 次のいずれかに該当する者が、市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された日(以下「区域区分日」と

いう。) 前から所有し、又は区域区分日の前日における所有者若しくは相続等によりその者の地位を承継した者から区域区分日以後の相続等により承継し、若しくは承継することが確実な市街化調整区域内の土地で規則で定めるもの(以下「区域区分日前所有地」という。)において、婚姻等による別世帯の構成に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの

- (1) 市街化調整区域にある区域区分日前から親族が所有し、かつ、居住している住宅に、同居し、又は同居していた者
- (2) 市街化調整区域にある区域区分日以後に親族が所有し、かつ、居住している住宅に、通算して10年以上同居し、又は同居していた者
- 2 市街化調整区域に区域区分日前から居住し、又は居住していた者が、区域区分日前所有地において、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの
- 3 50以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている土地の区域その他これに準ずる土地の区域内にある区域区分日前所有地において、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの
- 4 現に建築物が建築されている敷地(以下「現敷地」という。)に区域区分日前から居住している者が、区域区分日前所有地である現敷地にその隣接地を加えた土地(その者が所有し、又は規則で定める者から所有者の地位を承継することが確実な土地に限る。)において、居住水準の向上のために必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの
- 5 現敷地でその一部が収用されたものに居住している者が、現敷地にその隣接地を加えた土地(その者が所有し、又は規則で定める者から所有者の地位を承継することが確実な土地に限る。)において、居住水準の向上のために必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの
- 6 自己の居住の用に供する戸建ての住宅に通算して10年以上居住している者が、転勤、介護者との同居等による転居が必要となるため他の者へ譲渡しようとする当該住宅で規則で定めるもの
- 7 都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定による工事の完了公告があった地区内における戸建ての住宅又は第1種低層住居専用地域で建築することができる戸建ての兼用住宅
- 8 現に市町が所有し、及び管理している市街化調整区域にある賃貸住宅の現敷地又はその近接地における建て替えに係る建築物で規則で定めるもの
- 9 区域区分日前から市街化調整区域において営まれている事業所の業務に従事する者のために新たに必要とする事業者(法人の場合にあっては、その役員を含む。以下同じ。)の区域区分日前所有地における住宅又は寄宿舍
- 10 区域区分日前から市街化調整区域において営まれている事業所の事業環境の改善のために事業者の区域区分日前所有地において規則で定める規模で行う当該事業所の建て替えに係る建築物のうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないもの
- 11 研究対象が開発区域周辺の市街化調整区域に存在する等のために、当該区域に立地する必要のある研究施設で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないもの
- 12 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設で規則で定めるもの
- 13 開発区域周辺の市街化調整区域に居住する者のために宗教法人が建築する神社、寺院、教会等又は納骨堂で規則で定めるもの
- 14 スポーツ施設、レジャー施設又は墓園である工作物の管理上又は利用上必要な建築物で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないもの
- 15 市街化区域又は市街化調整区域内の災害のおそれのある区域からの移転のために、従前の土地の周辺の地域において、従前と同一の用途及び規則で定める規模で行う建て替えに係る建築物のうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないもの
- 16 市街化区域又は市街化調整区域内の土地及び建築物が収用されたことに伴う移転のために、従前の土地の周辺の地域において、従前と同一の用途及び規則で定める規模で行う建て替えに係る建築物のうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないもの(市街化区域内の土地及び建築物が収用される場合にあっては、市街化区域内の土地に建て替えることにより、経済活動又は社会生活における利益及び利便を著しく損なうことになると認められるとして規則で定めるときに限る。)
- 17 現敷地にその隣接地を加えた土地(当該加えた土地にあっては、建築物の所有者が所有し、又は規則で定める者から所有者の地位を承継することが確実な土地に限る。)において、建築基準法第52条第1項第6号

に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度の制限により同一の規模で建て替えると不適合となる建築物を当該制限に適合するよう従前と同一の用途及び同一の規模以下で行う建て替えに係る建築物で規則で定めるもの

一部改正〔平成15年条例33号・19年39号〕

別表第3（第7条―第9条関係）

土地の区域	建築物
1 駅、バスターミナル等の周辺の地域として知事が指定する土地の区域	駅、バスターミナル等の利用者の利便性の向上に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
2 工場、店舗等の周辺の地域であって、既に公共施設が整備されているものとして知事が指定する土地の区域	既存の公共施設を有効に活用し、産業の集約化に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
3 集落又はその周辺の地域であって、地域の活力が低下し、又はそのおそれのあるものとして知事が指定する土地の区域	当該区域における居住者の定着又は生活の安定に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
4 公的賃貸住宅、老人ホーム等の供給が不足している地域として知事が指定する土地の区域	低額所得者、高齢者等の生活の安定に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
5 工場の撤退等により、雇用若しくは就業の機会が不足し、又はそのおそれのある地域として知事が指定する土地の区域	製造業等に係る雇用又は就業の機会の創出に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
6 幹線道路の沿道又は自動車専用道路のインターチェンジの周辺の地域として知事が指定する土地の区域	幹線道路又は自動車専用道路の利用者の利便性の向上に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
7 駐車場、資材置き場等に利用され、又はその見込みのある地域として知事が指定する土地の区域	駐車場、資材置き場等の適切な管理に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
8 地域資源が有効に利用されていない地域として知事が指定する土地の区域	地域資源の有効な利用に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
9 1の項から8の項までに掲げる地域の2以上に該当するものとして知事が指定する土地の区域	当該該当する地域に係る項に規定する建築物

地方税法

（都市計画税の課税客体等）

第七百二条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下この項において「都市計画区域」という。）のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合には、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち同項に規定する市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

地方自治法(抜粋)

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

- 2 前項の条例（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

京都府の考え方

前栗山市長の要望であっても、京都府が亀岡市に権限移譲の協議を行い、亀岡市が同意したのであり、適正な手続である。

- ☆ ただ、亀岡市としては、第3項に基づく議会の議決を得ず要望したのであるから市議会軽視と指摘されても仕方がない。

亀岡運動公園プール亀岡市小・中・義務教育学校生無料入場券 交付事業について

1 趣 旨

亀岡市在住の小・中・義務教育学校生に亀岡運動公園プール亀岡市小・中・義務教育学校生無料入場券を交付し、市民の憩いの場として、市民に愛され親しまれる亀岡運動公園プールを利用してもらうことにより亀岡に親しみを感じ、ふるさと亀岡を愛する心を育むことや夏の思い出づくりの機会の提供及び施設の利用促進を目的として、試行的に「亀岡運動公園プール亀岡市小・中・義務教育学校生無料入場券交付事業」を実施する。

2 無料入場券の交付対象者

- (1) 無料入場券の交付の対象となる者は、本市に住所を有する小・中・義務教育学校生とする。
- (2) 在籍学校は、市内、市外を問わないものとする。

3 無料入場券の交付

- (1) 市立の小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒は、在籍学校を通じて無料入場券を交付するものとする。
- (2) 市立小・中・義務教育学校以外に在籍する児童生徒は、亀岡運動公園プール亀岡市小・中・義務教育学校生無料入場券交付申請書に関係書類を添えて市長に提出し、市長は、その内容を審査し、適当と認めたときは、無料入場券の交付を決定し、申請者に交付するものとする。
- (3) 無料入場券は、小学生一人につき3枚、中学生一人につき2枚交付するものとする。

4 無料入場券の使用期間等

無料入場券を使用することができる期間は、平成30年7月12日（木）から平成30年9月2日（日）までとする。

ただし、土日祝日と8月13日（月）から16日（木）の間は使用できないものとする。

平日限定入場券

亀岡運動公園プール亀岡市小・中・義務教育学校生無料入場券（案）

使用期間 平成30年7月12日（木）から9月2日（日）まで

ただし、土日祝日と8月13日（月）から16日（木）の間は使用できません。

- 小学生だけでプールに入場することはできません。
保護者または付き添い（中学生以下は除く）と一緒に入場してください。
- プール入場時にこの券1枚を係員に渡してください。
- この券は再発行できませんので大切に保管してください。
- この券を他人にゆずることはできません。

水しぶきと歓声が飛びかうアクア・アミューズメントパーク

No.



亀岡運動公園プール



①新潟県新潟市（人口798千人、面積726K㎡）

視察項目①	農業の12次産業化について
視察の目的 （本市の現状と課題）	農業を基幹産業とする本市において、少子高齢化や人口減少による後継者不足等による耕作放棄地の増大など、農業を取り巻く課題は山積している。そのような中、農業の持続的な発展を推進し、地域の活性化を図ることは、本市にとって重要な課題である。 新潟市では、平成27年度に「新潟市12次産業化推進計画」を策定し、農業の6次産業化に加え、豊富な田園資源を「子育て」「教育」「福祉」「保健・医療」「エネルギー・環境」「交流」などの分野にも生かすことで、産業や雇用の創出を図るとともに、全ての市民が地域への愛着と誇りを持ちながら、健康で生き生きと安全・安心に暮らせるまちづくりを目指していることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。
視察項目の概要	新潟市12次産業化推進計画の策定（平成28年2月） （計画期間：平成27年度～平成34年度） ・12次産業化に関する総合相談窓口を設け、民間事業者による12次産業化の取組みを応援。 ・田園資源を独創的・効果的に活用している優良事例を表彰し、取組みを広く紹介。 ①「子育て」 ・保育園・幼稚園での野菜づくり体験 ・保育園・幼稚園、食育・花育センターでの料理教室や野菜の栽培 ・NPOが里山を子どもが遊べる場として整備し、「森のようちえん」として屋外型の幼児教育・保育を行う。 ②「教育」 ・「新潟発 わくわく教育ファーム」（プラチナ大賞「優秀賞」受賞） ⇒全小学校で独自の農業体験学習プログラム「アグリ・スタディ・プログラム」を実施。（学習指導要領に基づく） ・「アグリパーク」等の農業関連施設を活用した生涯学習の取組み ③「福祉」 ・労働力不足に悩む農家と福祉施設が請負契約を結び、社会参加と就労支援につなげる。 ・農業体験を通じて高齢者の健康づくり・仲間づくりを図る活動 ④「保健・医療」 ・市内産農作物を取り入れた減塩レシピの展開、給食や社員食堂への市内産農産物の積極的な活用 ・健康づくりにつながる食品の生産・開発 ・農作業を通じて心の癒しやストレス緩和を図る「心の健康づくり」

	⑤「エネルギー・環境」 ・田園・里山から排出される稲わら・もみ殻・剪定枝・間伐材などのバイオマス資源化 ・農業用温室ハウスの空調設備に下水道熱を利用 ⑥「交流」 ・食や農をはじめとする多彩な魅力を観光・交流関連事業に生かす。 ・農業体験や食に関する体験の機会を提供するグリーン・ツーリズム ⇒NPOによる農業体験ツアー、古民家で農家から野菜づくりのこだわりを聞きながら食事をいただく「やさいのへや」の開催。農家と旅館施設が協働した農業体験イベント。
考察	職員の熱意・パワーもあって、12次産業化という大きな目標に向かって取り組んでおられることについては、学ぶべき点が多かった。本市では12次産業化は難しいかもしれないが、6次産業の充実という面で、現状に満足するのではなく、観光などいろいろな部分で、もっと積極的に取り組む必要がある。
各委員の意見等	<西口委員長> 6次産業化に合わせて、豊富な田園資源を、子育て・教育・福祉・保険・医療・エネルギー環境の交流分野にも生かし、体験型社会参加を軸とした取り組みにより成果を上げていた。多種の分野に拡大して実施されているが、地域資源の活用により、ふるさとを思い、定住の機会を創設しようとする取り組みは参考に値するものであった。 <石野副委員長> 農業の6次産業化の取り組みに加え、豊富な田園資源を特に生活に密着する6つの分野をはじめ様々な分野に生かすことで、産業や雇用の創出を図り、全ての市民が地域への愛着と誇りを持ちながら、健康で生き生きと安心、安全に暮らせるまちづくりを推進している。 <奥村委員> 新潟市は政令指定都市の中で食糧自給率が高い都市であり、他の政令指定都市の食料自給率は10%前後なのに新潟市に至っては60%を超えている。耕作面積、米産出額、認定農業者数など全国1位となっており、農業における強みを最大限に生かしたまちづくりを行っている。平成26年5月に国家戦略特区指定を受け「新潟ニューフードバレー構想」が着々と進められている。産業や雇用の創出など新たな価値の創出を図るという「農業の12次産業化」の取組が、農業を核に地方創生のトップランナーを目指す新潟市のライフスタイルになっていくと確信した。 本市においては、近くに京都や大阪という消費地もあり、農業は6次産業化の中で取組めばよい。子どもたちの農業体験をカリキュラムに入れているのは参考になった。

	<並河委員> 農業と教育等いろいろな組合わせで地域交流ができれば、いろいろな関わりが生まれてくる。1 2 次産業化は厳しいかもしれないが、亀岡中心部は京都市内も近く、観光や交流を含め、いろいろなものを組合わせながら地域農業を盛り立てていければよいと感じた。 <藤本委員> 基本的には行政の縦割りを廃止し、農業と連携した交流・観光政策、農業と連携した教育体験、農業を通した子育て・福祉等を実施している。本市でも実施されているが、ここまで連携し体系化されていない。これを実施・推進していくマンパワーの違いか。 <木曾委員> 新潟市はすぐ近くに消費するところがあり地産地消の部分大きいと言われていた。本市も現状に満足するのではなく、観光などいろいろな部分で、もっと積極的に取り組む必要がある。 <湊議長> 市長の指示で、行政として文化、教育、子育て等、多課にわたって自由自在に取り組むようにしている。
--	---

視察項目②	国家戦略特区の規制緩和を活用した農家レストランについて
視察の目的 (本市の現状と課題)	少子高齢化や人口減少により、特に市街化調整区域での地域コミュニティの維持・活性化が求められる中、亀岡市は京都府から開発許可制度の権限移譲を受け、既存集落まちづくり区域指定制度に取り組むこととしており、保津町では区域指定により、小規模店舗・飲食店・農産物直売所・農家レストラン等のほか、既存の空き家を活用した簡易宿舎などの用途を指定し、立地できることとしている。 新潟市では、国家戦略特区の規制緩和を活用し、全国初となる農家レストランを含め3店舗がオープンしており、本市の参考とするために視察を行う。
視察項目の概要	「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特区に指定 ⇒「農業用施設用地」には原則として農業用施設しか建設できないところ、特区認定により、「農家レストラン」が「農業用施設」に追加され、農業者自らが農村地帯で地域の農産物を材料とした料理を提供するレストランの開設が可能となった。 ～ La Bistecca (ラ・ビステッカ) ～ ・特区を活用した全国初の農家レストラン ・ステーキやジェラートなど、地場の農畜産物を使った料理を提供 ～ La Trattoria Estorto (ラ・トラットリア・エストルト) ～ ・自社産のフルーツトマトのサラダや米粉パスタなどを提供 ・ウッドデッキから農村の原風景を展望 ・運営する(有)高儀農場が「6次産業化アワード」で食料産業局長賞を受賞 ～ TONERIKO (トネリコ) ～ ・広大な田園に張り出すテラスから「そら」と「野」を展望 ・取れたての野菜の小鉢や漬物が味わえる定食や米粉ピザを提供 ・直売所や加工食品、収穫体験も。 ○3農家レストラン合計（オープン以降約1年間）で、8万7千人以上集客。売上は1億2千万円、雇用は正規・臨時で20人以上。

考察	開発許可制度の権限移譲を受け、区域指定により農家レストラン等を立地できることとなったが、上下水道の整備の関係も考慮せねばならず、安易に設置することは難しい。チョロギ村の薬膳レストランについては、補助金がなくなつてからの運営のあり方のヒントを得た。補助金がある間に、それぞれが力をつけていかねばならない。地元農業者と顧客をうまくマッチングし、雇用をつなげていくことが大事である。
各委員の意見等	<西口委員長> 設置要綱の条例を定め、衛生安全面に十分配慮した取組みで、計画時の規定を盛り込むなど、管理体制の基盤がしっかりできて経営している状況は参考に値するが、果たして安定継続できるかどうかということについては、今後の動向を見ていく必要がある。 <石野副委員長> 特区を活用した全国初の農家レストランを含め、3店舗がオープンしており、農産物の高付加価値化の実現と農家所得の向上、交流人口の拡大が図られている。 <奥村委員> 本市でも開発許可制度の権限移譲を受け、区域指定により調整区域に家を建てられるようにしている自治会もある。しかし、都市計画の中で規制があり、上下水道の問題もある。何気なしにいろいろなところに作っていったらよいというものではない。 <並河委員> 日本の農業は現在高齢化が進み後継者問題も深刻である。「米作って飯が食えない」状況では、これからの農業への展望は開けない。生活できる、将来展望の持てる取組みが課題となっている。新潟市の取組みは大いに参考になり、地域にあった取組みが必要と感じた。 <木曾委員> 農業分野の先進的な取組みと積極的な施策の取組みを、新潟市の担当者が情熱を持って進められている様子が見られた。チョロギ村の薬膳レストランについては、補助金がある間に、それぞれが頑張っていく力をつけるような仕掛けをしていかねばならないと感じた。地元農業者と顧客をうまくマッチングし、雇用をつなげていくことが大事である。チョロギ村の補助金が3年ほどで切れるが、うまく指導していかねばならない。 <湊議長> 亀岡市においても、全国的に通用する農産物があり、京阪神の客層を考慮すれば、生産から提供面には十分な要素が見込めると考える。特区もうまく活用し、大手企業のブランド化にも協力が得られるように、行政としてもセールスに取り組む必要性を強く感じる。

②新潟県村上市（人口 6 2 千人、面積 1 1 7 4 K m²）

視察項目①	田んぼダムの取組みについて
視察の目的 （本市の現状と課題）	京都府による河川整備や日吉ダムの整備により、本市では治水安全度が一定確保されてきたところであるが、近年多発する集中豪雨や保津峡狭窄部の影響により、今なお水害への不安は払拭できない。一刻も早く下流域を整備して本市の霞堤を締切る必要があるが、下流域の整備を待たず本市にて実施可能な取組みとして田んぼダムが考えられる。 村上市は、全国で初めて田んぼダムが導入された市であり、現在も取組みを推進していることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。
視察項目の概要	旧神林村（村上市）で田んぼダムの取組みが始まる（平成 1 4 年） ⇒下流域の集落から上流域の集落に呼びかけて始まる。 ・排水口に排水管より小さな穴の開いた調整板を設置し、水の流出を抑制する。大雨の時に水田内に水を貯留させ、下流域の洪水を軽減させる効果がある。 ・平成 2 9 年度は新潟県内 1 5 市村、約 1 万 4 千ヘクタールで取組まれている。
考察	田んぼダムに取組むことにより、国や府に本市の積極的な姿勢を示すことができ、河川の改修促進への効果も期待できる。モデル地域を設定し、多面的機能支払交付金を活用する等、できるところからでも実施していくべきである。産業建設常任委員会としても実施する方向で、前向きに取組んでいく。
各委員の意見等	＜西口委員長＞ 亀岡市の長年の課題である水害対策の一環として重要な取組みである。農家組合の協力が不可欠であり、皆にどう協力を持ちかけ理解を得るのかという一点に絞られるのではないかと。水害の地域の実情を知らしめて、できる可能性があることの理解を求め、簡単に、かつ助成金を活用し負担が軽減できること、水害のない地域もある地域も互助精神の普及に努めること等、問題は多いが、実践すれば効果大であることは間違いない。実施の方向で取組むべき事業である。行政だけに頼らず、自分たちでできることはやっぴいこうとする姿勢と機運を高めることが大事である。 川東では場整備をしているが、排水枡の上に 1 5 センチから 1 0 センチの板を重ね、5 センチ角の穴を開けておいたら、一度に降った雨をそこで止めることができる。負担がかからないように交付金を確保し、全戸に配付するなどの手法も考えられる。モデル地域を設定し、取組んではどうか。

<石野副委員長>

田んぼダムにより多くの農地・農作物への浸水被害防止のほか、住宅等への洪水被害軽減も期待できる。また、田んぼダム活動を集落全体で取組むことにより、農家と非農家の連携を深め、地域の防災意識の啓発が図られている。

<奥村委員>

田んぼに水を蓄える行為は農業者の助け合いの精神の上に成り立つ。つまり農家も非農家も、上流の住民も下流の住民も地域みんなで協力関係を築くことが大切であり、そうした関係を築くことに一番苦労されたと感じた。

河川の改修が一番の洪水対策ではあるが、河川改修には相当な時間と予算がかかる。河川改修が終了するまで、洪水対策のひとつとして有効な田んぼダム事業をぜひ亀岡市でも実施していく必要があると考える。

村上市では多面的機能支払交付金を使っている。そういう補助金を本市でも使っていけばよい。全員で取組まなくても、できる人から取組めばよい。村上市は畦畔をセメントで補強していたが、目いっぱいいためなくても、5センチから10センチ、大きな工事をする必要がない程度に貯め、それ以上になれば出て行くという形を取れば、農家の人が協力できる範囲だと考える。

<並河委員>

田んぼダムは洪水対策に有効な手段であり、本市でも進めてほしい施策である。現在本市において、ほ場整備事業が進められている地域がある。桂川流域における雨水排水対策の強化が求められる中、田んぼダムは効果がある。行政主導により話の突破口を開く努力が必要ではないか。

仕組みは意外と簡単であり、農家の協力は要るが、ほ場整備で導入しやすいところから導入すれば、水害被害が緩和するのではないか。

<藤本委員>

田んぼダム実施区域の下流地帯は低地帯であり、昔からかんがい排水事業として機械による常時排水を行ってきた。日本海への水の吐口が石川しかなく、そこへ上流で4河川が合流しており、河川改修が遅れている中、ほ場整備により降雨流出量が増大し、その結果、下流で洪水の危険性が生じてきた。そこで下流域への流水量の調整のため、田んぼダム洪水調整フォーラムが設立され、田んぼダムが設置されるようになった。

これを亀岡へ持ってきて、保津川の氾濫から下流域の嵐山流域を洪水から守ろうとするには、少し無理があるように思う。まず大切なことは、保津川の整備、河川改修であり、その早期実行である。その河川改修が進まないから、田んぼダムを亀岡で実施しようとするなら、その前提として地域の合意形成が必要である。それも、保津川の河川改修ができるまでの間である。

	<木曾委員> 旧神林村の地獄江排水路では、取組みをした場合、しなかった場合と比べて23センチの水路の水位の低減の効果が現われるということは、すばらしい効果である。本市でも早く取組むことが大切であり、どこかでモデル地区を設定し、それを広げていけばどうか。調整板についても、本市にあったやり方を検討する必要がある。田んぼダムを推進していくということを打ち出し、治水対策に本市が真剣に取り組んでいるということを示せば、国も府ももっと真剣に治水に取り組んでくれるようになるのではないかと。また、これは亀岡市単独の問題ではない。本市で取組んで、他の市町村に波及していけばよいのではないかと。 <湊議長> 亀岡市でも議会として行政に田んぼダムの実施を提言している。今後においては亀岡市並びに近隣市町そして改良区など農業従事者に協力を呼びかけ、早期に実施できるように取組むべきである。なお、補助等については河川の管理者である京都府や国に対して要望を行う必要がある。 土木と農政が共同認識を持ち、全体としてのフォーラムを開催し、農家、行政、一般市民、上流そして下流を巻き込む中で実施することが望ましいと感じた。 田んぼダムに取り組む狙いの1つは、田んぼダムに積極的に取り組んでいるので、川の工事も促進してほしいということであり、土木と農政が枠を超えて動く必要がある。執行部がまず京都府と話をするべきである。
--	---

視察項目②	歴史的風致維持向上計画について
視察の目的 (本市の現状と課題)	本市には、亀山城の城下町として伝統的な建築物が多く残っており、歴史的な町並みを保全・再生し、良好な景観形成を進めることが、文化の継承や、観光客の市内への回遊の促進につながる。 村上市では、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受け、歴史・文化が感じられる町並みの継承を図っているため、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。
視察項目の概要	歴史的風致維持向上計画の策定（平成２８年１０月） ⇒「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律」に基づき策定。 ⇒国の認定を受けることで、各種事業制度や法令上の特例措置などの支援を受けながら、まちづくりに関するさまざまな取組みを進めることができる。 歴史的風致形成建造物保存事業 ・歴史的風致形成建造物および事業区域内の戦前（昭和 20 年以前）に築造された建造物の外観の修理行為に対して、工事費の一部を補助。 建造物外観修景事業 ・事業区域内の建造物の外観の修理・修景行為に対し工事費の一部を補助。 チーム黒塀プロジェクト ・まちづくり団体が「黒塀 1 枚千円運動」を行い、市民の寄附によりブロック塀等を黒塀化
考察	ブロック塀の上に黒塀を張っただけで景観を守り、観光誘客にもつながっていた。安価でいろいろな景観を守っている。本市の現状では、これに特化しようとする、地域によっては非常に難しいところもあるが、協力いただける部分については、このような取組みも参考になるのではないかな。
各委員の意見等	<西口委員長> 亀岡市では、城下町の重要な地域に関心が薄いことが最大の問題点である。村上市は民間から町おこしをされた吉川氏が中心となって、その景観を守ろうとする機運が高まって、多くの観光客の誘客に成功している。これが果たして亀岡に合致することは適当か疑問を呈したい。亀岡まつり・ひな人形まつりなど有益な資源を持ちながら、根本的に地元が自分の利益だけを求める気質がある以上、無理な事業と考える。

	<石野副委員長> 行政主導ではなく市民が率先して黒塀をされている。もともと大きな道になるはずのところを、「お宝みたいなまちであり、それを残して客を呼ぶべきだ」と一人の市民が言われ、町並みを残していく取組みにつながった。リーダーシップをとる人が必要である。 <奥村委員> 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が施行されて、10年になる。この法律は、全国における歴史まちづくりの取組みを支援するものであり、この法律に基づいて国の認定を受けた都市では、国土交通省・文化庁・農林水産省の支援の下、歴史・文化を生かしたまちづくりを進められている。 京都府下では平成21年に京都市、平成24年に宇治市、平成27年には向日市が認定を受けており、全国で66の市町が認定を受けている。認定を受けている市町は、たしかに観光地として魅力ある市町である。国土交通省のウェブサイトにも、これら認定都市が「どのような都市」であるか、各認定都市における歴史的風致の維持・向上に向けた取組みと合わせ「歴まち」として紹介されている。亀岡市もそんな「歴まち」と肩を並べるまちであることは間違いない。今後、認定について検討する必要がある。 また本市には亀岡祭や保津の火祭りなどの文化があり、建物だけではなく残すべきものがある。景観プラス伝統文化で取組んでいく必要がある。 本市では旧亀岡地区の道に相当なお金をかけて一定の町並みを作っているが、古い建物を残すべきといっても、所有者にとっては難しいこともある。古いものを残すのもよいかもしれないが、耐震化などを考えると、自然の流れで建替えるのもよいのではないか。 <並河委員> 本市も旧町の町並み等、保存して残す場所もあると考える。つぶしてしまったらどうしようもないので、歴史的な町並みの保存・再生等、良好な景観形成を進めることで、文化の継承や入込客の増加につながるものと考えている。 <藤本委員> どこも商店街や街並みが老朽化し廃れていくのは常だが、そこをお宝と感じ、古い町並みを残し、観光に結びつけ、にぎわいを取り戻そうとするマンパワー・努力は、亀岡市も見習うべきものがある。 古いものに対して、老朽化したものだと見るのか、それをお宝と見て取組むのかは、取組む人の価値観によって変わってくる。ブロック塀の上に黒塀の板を張っただけであるが、それで景観を守り、観光客も来られている。ブロックを壊して1からするのでは、皆が賛同してくれない。これから本市も価値観をしっかりと持って市民を挙げて取組む必要があるが、行政主導では難しい。
--	--

	<木曾委員> まちなか景観は、行政と市民と民間企業が協力して、景観を守ることが必要と感じた。 ブロック塀の上から板塀をするだけでかなり変わる。安価でいろいろな景観を守ることができる。本市も守れるところは早急に手だてをしていかないと難しい。電線の地中化は費用も要るので難しいが、こういうところから手がけていくのが大事だと感じた。 今の景観条例は、亀岡祭等にふさわしいように、ゆるやかな形で協力してもらうことになっている。鉾に似合わないような建物は、簡単な形で目隠しができればよい。そういうことを進めていく方が現実的である。 <湊議長> 本市で景観条例を策定する際、一部の町の住民が反対されたことがある。町の人の同意が取れていない。旧町の景観や古い町並みを残そうというのは、その段階で終わっていると考える。
--	---

③山形県天童市（人口 6 2 千人、面積 1 1 3. 0 1 K m²）

視察項目	ふるさと納税による市内産業の活性化について
視察の目的 （本市の現状と課題）	市内産業の持続的な発展を推進し、地域の活性化を図ることは、本市にとって重要な課題である。本市はふるさと納税に積極的に取り組み、市内産業の活性化の一助となっているが、これを継続的な市内産業の活性化につなげるためには、さらなる取り組みが必要である。 天童市は地元産品を活用したふるさと納税に積極的に取り組み、市内産業の活性化に大いにつながっていることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。
視察項目の概要	【組織体制】 平成 2 9 年 4 月「ふるさと納税推進室」新設（正職 4 名、臨時 3 名） 【寄附実績】 平成 2 5 年度実績：約 6 6 万 5 千円 平成 2 6 年度実績：約 7 億 8 千万円（全国 5 位） 平成 2 7 年度実績：約 3 2 億 2 千万円（全国 3 位） 平成 2 8 年度実績：約 3 3 億 5 千万円（全国 9 位） 平成 2 9 年度は 2 8 ～ 2 9 億円の見込み （平成 2 9 年 9 月に返礼割合を 3 割にした影響あり） 【主な取り組み】 平成 2 5 年度 市長がふるさと納税に積極的に取り組むと判断 平成 2 6 年度 ^{ひょう} 雹害リング、^{ひょう} 雹害ラ・フランスを返礼品に 平成 2 7 年度 東日本大震災の被災地の支援、体験型特産品の提供 平成 2 8 年度 将棋人口の増加のために、人気将棋漫画「3 月のライオン」とコラボ、特設サイトの活用 平成 2 9 年度 特産品の品質の統一化と底上げ 【将棋産業への影響】 ・将棋の駒産業を再興させるため、将棋の駒のストラップを送る。 ⇒消費して終わるのではなく、地方の伝統工芸のものをいただけ、しかも自分の名前が入っており、手元に残る。 ・昭和 5 5 年のピーク時は 4 億 4 千万円であったが、ふるさと納税を始める前は 1 億 2 千万円まで減少していた。 ⇒ふるさと納税により、平成 2 6 年度は 1 億 8 千万円まで回復。 ⇒平成 2 7 年度は 3 億円前後の産業規模に。 ・設備投資や雇用も生まれている。 ・「後継者の育成講座」の受講者が増加している。

考察	天童市の知名度を向上させるため返礼品は1万円の設定が多いとのことである。寄附者にとっても、高額なものより1万円の方が寄附しやすい。本市の知名度の向上の面からも、この考え方は参考になった。また天童市では、ふるさと納税が将棋産業の振興に寄与している。本市へのふるさと納税を増やし市内産業の活性化につなげるには、生産者の数と返礼品の数を増やさねばならないが、生産体制が厳しい中、市内の農業者や生産者をフォローする対策も必要である。天童市ではふるさと納税増額のために毎年さまざまな工夫をされている。本市においても今後、さらなる工夫が求められる。
各委員の意見等	<西口委員長> 一気に33億円超えの寄附があったことは、特筆すべき事案である。亀岡市もこの手法について、研究すべき視察内容であった。返礼品の追加見直し、所管部の組織替え、スーパー職員の功績、これらが薄い亀岡市は、より強化策を実施すべきである。特に返礼品は多種多様さが目立ち、1万円の寄附金狙いの方針の成功例は参考に値する。納税専門課の体制づくりが喫緊の課題である。 <石野副委員長> 消費して終わりではなく、プラスアルファのプレゼントがついており、それが地元産業の活性化にもつながっている。また、年度ごとにいろいろな取組みを検討して実施されている。明智光秀が大河ドラマ化される中、本市も今後、いろいろな形で取組みを考えていく必要がある。 <奥村委員>  天童市を訪れ、最初に気になったことが左記のロゴマーク。市役所の玄関、市民窓口そして観光パンフレットや封筒、広報誌はもちろん議会だよりや議会のしおりまでこのロゴマークを使用している。市章は一切使われていない。なぜ？ 「このロゴマークは、将棋駒の骨格の立体デザインを基本とし、それが見方によってさまざまな形態をとるものとなりました。駒の各面の向こう側を可視化していることで市民に開かれた透明な市政運営を表象するとともに、視点によって形態を変えることで市民ニーズへの柔軟な対応をイメージしています。」ということで、天童市を広く内外にPRするため、市民や団体、企業に幅広く活用するよう奨励されているようである。 ふるさと納税の返礼品カタログやウェブサイトまですべてこのロゴマークが使われている。まさに驚きである。熊本県のゆるキャラ「くまもん」より幅広く使われていると考える。ここまで徹底的にすると凄いことである。 ふるさと納税がここまで伸びたのは「他の市町より早くウェブサイト（ふるさとチョイス）を利用したから」の一言であったが、確かにそれまでは年間数十万円の実績だったようである。

	ウェブサイトを利用したきっかけは、若手職員の提案だったようである。しかしながら、それだけではなく返礼品カタログを見てみるとふるさと納税をしたくなる商品が並んでいる。6月～7月はさくらんぼ、7月～8月は桃、8月～10月はぶどう、10月～11月はりんご、11月～12月はラ・フランス、季節ごとにおいしい果実が返礼品としてならんでいる。さすがに果実の王国山形県天童市だと思った。 ちょっと変わった返礼品として、市民病院の人間ドック利用券もあった。亀岡でも返礼品として考えても面白いかもしれない。 今回の視察で天童市のロゴマークが印象的であった。亀岡市もロゴマークを作成するよう提案したいと思う。 一方、農家に聞くと、ふるさと納税ばかりに流通させていたら、ふるさと納税がなくなった時にどうなるかという不安を持っておられた人もあった。本市でも京野菜があるが、小規模な農家がたわわ朝霧に出して、たわわ朝霧がふるさと納税の返礼品として出している。昔のようにJ Aが集約し市場へ出すような作物がだんだんなくなっている。そのような感じの農業になってきているのではないかと心配している。 また本市では返礼品として湯の花温泉1泊2日の宿泊があるが、天童市は1～2万円の寄附で天童温泉の割引チケットが来る。湯の花温泉や料理屋について、そのような割引券にするのも1つである。高額なものよりも1万円の方が寄附しやすいのではないか。 <並河委員> 天童市は、市内産業の持続的な発展を推進し地域の活性化を図ることは、市にとっても重要な課題として位置付けておられた。ふるさと納税は1万円が多く、市の知名度を上げることに重点を置いておられた。特産品のフルーツを前面に押し出し、1年のうち半分は果物で旬のものを発送。さくらんぼ、りんご、ラ・フランス等々、生産農家にとっても強みである。天童市は平成27年から飛躍的にふるさと納税が増加している。本市も近年増加傾向にあるが、金額的には追いつかない。天童市のお礼状には「天童市のまちづくりに有効活用させていただく」「将棋の普及と伝統工芸の振興に努めていく」としており、特色あるまちづくりを進めている。おらがまち、学ぶ点が多い。参考にしたい。 <藤本委員> アニメ「3月のライオン」で関心を集めている。亀岡市も漫画家に頑張っているのでもっと連携すれば、本市ももっと増えるのではないか。他市にできて亀岡市にできぬことはない。これを参考とし取組んでいただくことを要望する。
--	---

	<木曾委員> 亀岡でこれ以上金額を増やすには、生産者の数と返礼品の数を増やさねばならない。今でも肉や野菜は一杯一杯であり、市内の農業者や生産者をフォローする対策が必要である。また、やはり亀岡市の知名度を上げねばならないと考える。 <湊議長> ふるさと納税33億円の実績がある。返礼品としてさくらんぼ、桃、ぶどう、りんご、ラ・フランス、米、肉、そば、将棋駒等があり、地域の特産品が豊富にあることが最良の利点といえる。業者選定も法人のみとし、クレーム対応にも迅速な対応がとれるように配慮されている。期間限定のプレゼントも好評の一つである。収穫時期でない時期は、次収穫時の予約も実施されている。ふるさとチョイスでの申込みであり、すべての事務は市の担当課で対応されている。 亀岡市でも特徴のある返礼品を提供している。今後は市への愛着や現況をいかに市内外に伝えるかが納税額増の最優先課題といえる。市民福祉の増進と地域経済の発展に大いに貢献できる施策であることを認識し取り組む必要性を感じる。
--	---